

# ワークポジショニングシステム に関する米国・英国の規制（特 に使用基準）の概要

---

厚生労働省安全衛生部安全課  
建設安全対策室

# 米 国（OSHA規則の主な規制（仮訳））

- ワークポジショニングシステムは、労働者が0.6m以上自由落下しないように取り付けること。 <29 CFR 1910.269<sup>\*1</sup>(g)(2)(iv)(D)><29 CFR 1926.502<sup>\*2</sup>(e)(1)>
- ワークポジショニングシステムは、労働者の墜落によって発生する衝撃の2倍あるいは13.3KNのどちらか大きい方の衝撃荷重に耐えるanchor（固定具）に取り付けること。 <29 CFR 1910.269(g)(2)(iv)(E)><29 CFR 1926.502(e)(2)>
- 使用前に検査し、異常を認めた場合は使用しないこと。  
<29 CFR 1926.502(e)(9)>

---

1. Occupational Safety and Health Standards Subpart R (Electric Power Generation, Transmission, and Distribution) : 発電、変電、配電産業の業務、補修に適用される  
2. Safety and Health Regulations for Construction : 建設工事に適用される

# 米 国（OSHA規則の主な規制（仮訳））

- 柱、鉄塔等の構造物で1.2m以上の高さにいる労働者は、規則に適合する他の墜落防止措置が講じられない場合は、フールアレストシステム、ワークポジショニングシステム、レストレイントシステムで適したものを使用すること。

<29 CFR 1910.269(g)(2)(iv)(C)(2)><29 CFR 1926.954<sup>※3</sup> (b)(3)(iii)(B)>

- ワークポジショニングシステムを使用する前に、保護具の適用限界や適切な使用方法、点検、保管について労働者に教育すること。

< 29 CFR 1915.160<sup>※4</sup>(d)>

---

3. Safety and Health Regulations for Construction Subpart V (Electric Power Transmission and Distribution) : 変電、配電の設備工事に適用される

4. Occup. Safety and Health Standards for Shipyard Employment : 造船に適用される

## 英 国（WAHR※<sup>5</sup>の主な規制（仮訳））

- ワークポジショニングシステムは、(a)墜落防止あるいはフォールアレストのための適切なバックアップ機構があり着用者がそれに接続されている状態、(b)(a)が合理的でない場合でワークポジショニングシステムが失敗しないためのあらゆる現実的な方策を考慮されている場合にのみ、使用されるべきである。

---

5. The Work at Height Regulations 2005:高所作業一般に適用される。